

第2回 京都市公契約審査委員会 会議録

1 日 時 平成29年7月19日（水）午前10時から12時05分まで

2 場 所 職員会館かもがわ2階大会議室

3 出席者 大西啓子委員，大西芳秀委員，北村和生委員，辻田素子委員，河村律子委員，津田純一委員，中田英里委員，樋口幸則委員，牧紀男委員，松中亮治委員（五十音順）

※ 京都市

岩崎清行財政局財政担当局長，結城実照同局財務部長，和田隆宏同部契約課長，柴田礼輔交通局企画総務部財務課担当課長，富嶋裕之上下水道局総務部用度課長他

4 傍聴者 5名

5 会議録

(1) 財政担当局長挨拶

(2) 新任委員紹介

新しく委員に就任した津田委員，中田委員を紹介

(3) 議事

① 部会構成員の指名

松中委員長が中田委員を部会員に指名

② 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）

大西啓子委員

資料の7ページ（2 個別契約の入札方法等の審議状況）には随意契約が複数ある。それぞれ随意契約となった理由があると思うのでお聞きしたい。

事務局

例えば，2(1)①（大型汎用コンピュータのオープン化に係る税システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託）については，入札したが結果的に成立しなかった，いわゆる不落随契である。2(2)①（京都市中央卸売市場第二市場再整備工事 ただし，市場本棟新築その他工事）も同様である。また，2(2)②（醒泉・淳風統合小学校施設整備事業設計業務委託 ただし，建築及び設備基本設計・実施設計業務委託）については，価格だけではなく業務提案等の評価も加味したうえで契約相手方を決定するプロポーザル方式を採用しており，プロポーザル方式は法的には随

意契約に位置づけられるものである。

松中委員長

契約審査専門部会の審査結果は公表されるのか。

事務局

契約審査専門部会の審査結果については、会議録を作成し、部会委員に確認いただいた後、速やかに閲覧に供している。

③ 公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）

事務局

資料13ページの(2)③に是正対象者数を掲載している。工事で19者のうち、17者の是正を確認、2者が是正中と記載しているが、本日時点では、18者の是正を確認、1者が是正中となっているので補足させていただく。

大西啓子委員

2点質問させていただきたい。

- ① 労働関係法令遵守状況報告書の提出について、28年度から制度運用が開始されたところで不慣れな事業者もあるかと思う。契約時、受注者に対してどのように説明を行っているのか。
- ② 工事業者の格付制度において、ISOやKESを加点対象にしているが、環境問題に関して言うと、例えばSDGs（持続可能な開発目標）といった一歩二歩進んだ取組みというものも視野に入れ、加点対象を検討した方が良いのではないかと。環境問題の所管部署とも連携し、進んだ考え方、意識を持って公契約の業務に取り組んでもらいたい。

事務局

①については、入札公告において、報告書の提出対象となる調達であることを明示している。また、落札後、契約を交わす際には、事業者向けのマニュアル及び報告書様式を渡している。

なお、記載方法等について問い合わせがあった際には、丁寧に説明を行っている。

②については、環境問題を所管している環境政策局とも十分に連携を図りながら、引き続き研究していきたい。

大西芳秀委員

2点質問させていただきたい。

- ① 資料の11ページに市内中小企業受注率の表が掲載されているが、ここには下請として工事に参入した市内中小企業も含まれているのか。もし含まれていない場合、市内中小企業の下請参入状況が分かる資料があれば、市内中小企業の受注状況がよりの確に把握できるのではないかと。

- ② 労働関係法令遵守状況報告書の記載内容に虚偽がないかどうかは、どのようにチェックするのか。例えば、報告書に記載された金額が確実に労働者に支払われているかどうか等についてチェックする仕組みはあるのか。

事務局

①については、入札結果を契約件数ごとにまとめたものであり、下請として工事に参入した市内中小企業は含めていない。市内中小企業の下請参入状況等、市内中小企業の受注状況をよりの確に把握するということに関しては、今後研究していきたい。

②については、報告書の記載内容を見やすい場所に掲示する、あるいは文書で配布することで、公契約に従事する労働者に京都市に報告した内容を周知することを事業者に義務付けている。また、契約担当課に労働者の方からの問合せや通報を想定した電話回線を設けることにより、提出された報告書の実効性を確保している。

辻田委員

何点か意見、質問をさせていただきたい。

- ① 市内中小企業の受注等の機会の増大について、他の項目と比較して具体的な方策が乏しいように感じる。11ページに工事と物品の市内中小企業受注率が掲載されているが、例えばWTO案件とそれ以外の案件に分けて掲載すれば、もう少し深い議論ができるのではないかと。また、WTO案件を除いた場合の市内中小企業受注率を教えてください。
- ② 社会的課題の解決に資する取組の指標が環境の分野に偏っている印象が強いので、もう少し広い意味での社会貢献も取り上げるようにしたほうがよいのではないかと。

事務局

①について、WTO案件とそれ以外の案件には分けることができると思うが、例えば鉄橋梁等、特殊な技術を要するために、市内に施工できる事業者がない案件なども市内中小企業受注率を引き下げる要因となっており、これらの線引きをどう引くのが難しい面がある。より分かりやすい資料になるよう引き続き研究したい。

なお、WTO案件を除いた場合の市内中小企業受注率は、工事の金額ベースで、26年度が67%程度、27年度が80%程度、28年度が64%程度であるが、精査前の概算の数字であると御理解願いたい。

②については、御指摘を踏まえて研究していきたい。

牧委員

資料17ページの「総合評価での加点」のところ、「京都府又は京都市との防災活動協定の締結状況」という項目があるが、事業者が個別に京都府又は京都市と防災活動協定を締結している場合に加点するというのか。

事務局

全市的には事業者と個別に締結している事例もあると思うが、御指摘の加点は京都府又は京都市と防災活動協定を結んでいる事業者団体に加入している場合に加点するものである。

中田委員

労働関係法令遵守状況報告書における虚偽報告の防止策として、契約担当課に通報窓口を設けているということだが、事業者の従業員に対して通報窓口をどのように周知しているのか。

事務局

条例・規則・要綱集の27ページに、事業者が京都市に報告した内容を従業員に明示する際の雛型を掲載している。この様式の一番下に相談・通報窓口の電話及びFAX番号を掲載している。

樋口委員

2点質問させていただきたい。

- ① 労働関係法令遵守状況報告書には「最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか」という設問があり、更に「本件業務に従事する労働者で最も低い賃金額はいくらですか」という設問で、最も低い賃金単価（時給）も記載するようになっているが、賃金単価を記載することにどのような意味があるのか。
- ② 資料15ページのトピックスに、技能労働者の賃金水準の引き上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請しているとの記載があるが、どのような形で事業者に要請しているのか。また、それに対する事業者の反応はどうか。

事務局

①について、最も低い賃金額が最低賃金を上回っていることを確認するというのが趣旨である。
②について、公共工事設計労務単価が改定される際に、事業者団体や受注者に要請している。また、設計労務単価の改定時以外においても、下請契約時に労務費を見積もるに当たっては、法定福利費等の諸経費を配慮するよう記載したリーフレットを契約締結時に受注者に渡している。事業者からは、特段否定的な反応はなく、要請を一定受けとめていただいているのではないかと考えている。

津田委員

何点か意見、質問をさせていただきたい。

- ① 市内中小企業の受注の機会の増大については、取組に敬意を表するが、「100%市内のみ」といった保護主義でもだめで、市内の中小企業を育てる視点が大切ではないか。
- ② 市内の事業者が受注しても、例えば市外の事業者が下請けに参入していたり、市外の産品が使用されているということもあるのではないか。
- ③ 業界団体の協力も必要だが、競争入札参加資格の一斉更新は大変な事務量だと思う。どのような努力を行うのか。

- ④ 周辺自治体等も京都市の公契約基本条例に準拠した取組を行うのが良いと思うが、いかがか。また、京都府も京都市と同様の条例となっているのか。

事務局

①について、例えば橋梁工事は市内中小企業で技術力やノウハウを持った事業者が少ないため、市外の事業者とJVを組み、その技術やノウハウを市内中小企業が吸収できるような入札参加資格を設定している。市内中小企業を育てるといった意識を持ちながら、できる範囲で引き続き努力する。

②について、工事契約を例に挙げると、専門性が高い工種などは市外事業者を下請けとして選定する場合もあるが、入札公告等により、下請契約の際は市内の中小企業を選定することや、資材や原材料の購入も市内中小企業を選定することについて努力義務を課している。

③について、今年度は4年に1回の工事事業者の入札参加資格の一斉更新を行うが、提出書類の簡素化、業務の効率化等を図りながら、問題がないように適切に遂行したい。

④について、周辺自治体で本市公契約基本条例に関心を持たれたところには、条例の意義や取組内容を丁寧に説明しており、本市条例を参考に条例の制定を検討された自治体もある。

京都府においては、条例ではないが、公契約に関する大綱をまとめられている。

樋口委員

資料の18ページの公契約基本条例に関する意見については、どのように取り扱われるのか。例えば、2の最後「社会保険加入に必要な法定福利費の確保に向けて、適当な見積書の活用や福利費の算出方法など、ホームページなどでの周知の充実を」に関しては、対応が可能ではないか。

事務局

寄せられた意見については、今の時点で本市としての考え方があるものも無いものもある。今後とも、これらの意見も参考としながら、制度のあり方を研究していく。「ホームページなどでの周知の充実を」という意見については、趣旨は理解できるので、関係課との調整等も必要となるが、前向きに検討したいと考えている。

北村委員

資料18ページ、2の5つ目に「労働関係法令遵守状況報告書に「最低の時間給」を記載する欄があるが、プライバシーの点から問題。改善できないか。」という意見があるが、どのような点が問題であるのか説明をお願いしたい。

事務局

下請が作成した報告書は、いったん元請に提出され、元請から京都市に提出することになる。元請が京都市に提出するまでの間に、下請の事業者の最低賃金欄を見ることができる状態があるというのが、プライバシー上問題ではないかという意見である。

(4) その他

事務局から、後日、本日の会議録の確認をお願いすることや、次回の全体会議の予定(特に委員会に諮るべき案件がなければ来年6～7月頃開催)等について事務連絡

以上